

○役員等の報酬等及び費用に関する規程

(2020年1月20日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人沖縄大学寄附行為（昭和49年2月1日認可。以下「寄附行為」という。）第37条に基づき、役員等の報酬等及び費用の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員 法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員 常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等 報酬、賞与、退職手当その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わないものをいう。
- (5) 費用 役員等としての職務執行に伴い生じる交通費、日当、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支払)

第3条 報酬等は、通貨で、直接本人に、その全額を支払わなければならない。ただし、本人の同意がある場合は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことにより支払うことができる。

(報酬等からの控除)

第4条 報酬等は、法令で特に定められているもののほか、本人から申出のある立替金、積立金等を控除して支払うことができる。

(役員及び評議員に対する報酬等及び費用の支給)

第5条 役員及び評議員に対しては、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める報酬等及び費用を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬等のうち、次に掲げるもの
 - ア 理事長 報酬及び退職手当
 - イ 常務理事 報酬、賞与及び退職手当
- (2) 非常勤の役員 報酬等及び費用
 - ア 理事 報酬並びに日当及び交通費
 - イ 監事 報酬並びに日当及び交通費

第5編 人事・給与 (役員等の報酬等及び費用に関する規程)

(3) 評議員 費用として日当及び交通費

- 2 専任教員が常務理事の職を兼ねる場合は、報酬として月額 120,000 円の常務理事手当を支給する。
- 3 学長が理事長の職を兼ねる場合は、これに係る報酬は支給しない。
- 4 専任教職員が役員又は評議員の職を兼ねる場合は、これに係る報酬等及び費用は支給しない。ただし、理事会又は評議員会を学外で開催する場合において、役員又は評議員の職を兼ねる専任教職員がこれらに出席するときは、当該理事又は評議員の職を兼ねる専任教職員に対して、費用として交通費 3,000 円を支給するものとする。

(報酬等及び費用の額)

第6条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第 1 に定める額
 - (2) 賞与 別表第 2 に定める額
 - (3) 退職手当 別表第 3 に定める計算式により算出した額
- 2 非常勤の役員に対する報酬及び費用の額は、別表第 4 に定める額とする。
 - 3 評議員に対する費用の額は、別表第 5 に定める額とする。

(在職期間の計算)

第7条 前条第 1 項第 3 号の規定による退職手当の計算における在職年数の計算は、役員の職に就いた日の属する月から役員の職を離れた日の属する月までとする。

- 2 前項の在職年数が 1 年未満の場合にはこれを 1 年とし、1 年を超える場合には、1 年未満の端数は月割計算とする。ただし、1 月未満の端数を生じたときはこれを 1 月とする。

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号の報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月の末日とし、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。
 - (2) 賞与 6 月 30 日及び 12 月 10 日とし、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。
 - (3) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 1 月以内の日
- 2 役員の報酬は、理事長、常務理事、理事又は監事がそれぞれその職に就いた日から解任（寄附行為第 10 条第 1 項の規定による解任をいう。以下同じ。）され、又は退任（同条第 2 項の規定による退任をいう。以下同じ。）することによりその職を離

第5編 人事・給与 (役員等の報酬等及び費用に関する規程)

れた日まで支給する。

- 3 前項の場合において、その職に就き、又はその職を離れた日が月の中途である場合には、その月分の報酬はその月の総日数から日曜日及び土曜日を差し引いた日数を基礎とする日割計算によって支給する。
- 4 前項の規定にかかわらず、寄附行為第10条第2項第3号の事由により退任した場合は、当該退任した月の報酬の全額を支給する。
- 5 6月1日及び12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員及び基準日前1月以内に任期が満了し、辞職し、又は死亡してその職を離れた常勤の役員に賞与を支給する。
- 6 退職手当は、常勤の役員がその職を離れたとき（寄附行為第10条第1項第1号、第3号及び第4号のいずれかに該当して解任された場合を除く。）に、その者（死亡による退任の場合は、その遺族）に対して支給する。

（遺族の範囲及び順位）

第9条 前条第6項の遺族は、次のとおりとする。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、常勤の役員の死亡当時事實上婚姻關係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で常勤の役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前号に掲げる者のほか、常勤の役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 この規程の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあっては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
 - 3 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。
 - 4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
 - (1) 常勤の役員を故意に死亡させた者
 - (2) 常勤の役員の死亡前に、当該常勤の役員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第5編 人事・給与 (役員等の報酬等及び費用に関する規程)

(旅費)

第10条 役員等が出張した場合には、旅費規程(2001年11月28日制定)に基づき、旅費を支給する。

(端数の処理)

第11条 第8条第3項の規定により報酬の額を算出する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第12条 この法人は、この規程をもって、私立学校法(昭和24年法律第270号)第63条の2第4号の報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いて、理事会が行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2020年4月1日から施行する。

(役員報酬規程の廃止)

2 役員報酬規程(2000年1月26日制定)は、廃止する。

(役員退職手当支給規程の廃止)

3 役員退職手当支給規程(2007年4月9日制定)は、廃止する。

第5編 人事・給与 (役員等の報酬等及び費用に関する規程)

別表第1 (第6条第1項第1号関係)

常勤の役員の報酬

役職名	報酬の額
理事長	月額 350,000 円
常務理事	沖縄県職員の給与に関する条例(昭和47年沖縄県条例第53号)の行政職給料表9級41号給の額

別表第2 (第6条第1項第2号関係)

常勤の役員の賞与

役職名	支給月	賞与の額
常務理事	6月の賞与	一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)に基づき算出
	12月の賞与	

別表第3 (第6条第1項第3号関係)

常勤の役員の退職手当

役職名	計算式
理事長	報酬月額×在職年数
常務理事	報酬月額×在職年数

別表第4 (第6条第2項関係)

非常勤の役員の報酬及び費用

(1) 報酬

役職名	報酬の額
理事	法律顧問を兼ねる理事 月額 50,000 円 その他の理事 月額 30,000 円
監事	月額 30,000 円

(2) 費用

役職名	日当の額	交通費
理事	5,000 円	3,000 円

第5編 人事・給与 (役員等の報酬等及び費用に関する規程)

監事	5,000円	3,000円
----	--------	--------

別表第5 (第6条第3項関係)

評議員の費用

	日当の額	交通費
評議員会議長	15,000円	3,000円
その他の評議員	5,000円	3,000円